

平成十八年四月四日受領
答弁第一八七号

内閣衆質一六四第一八七号

平成十八年四月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出公益法人の業務丸投げ等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出公益法人の業務丸投げ等に関する質問に対する答弁書

一について

過去五年間において、国（国会及び裁判所を除く。）が随意契約により公益法人に業務を委託し、当該公益法人がその受託業務の全部又は一部を民間事業者に再委託している事例すべてを示すことは、再委託の事実を確認するために膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

二について

国が随意契約により公益法人に委託した業務について、当該公益法人からその受託業務の全部又は一部が国に知らされずに民間事業者に再委託されることにより当該随意契約の透明性や効率性が損なわれることは、適切ではないと考える。